

国民健康保険高齢受給者証（70歳～74歳）の一部更新

70歳から74歳までの国民健康保険（国保）の前期高齢者の方の医療費窓口負担が当面、1割に据え置かれます。このため、現在お使いの受給者証において4月以降の自己負担割合が「2割」になっている方を対象に「1割」に変更した受給者証を3月中に郵送します。

自己負担割合が「3割」となっている方は除きます。

※平成25年4月から2割負担に見直されていたものを1割負担に据え置くことが延長されたものです。

国保の保険証を3月に郵送で一斉更新します

現在お使いの国民健康保険（国保）の保険証の有効期限は、平成25年3月31日までとなっていますので、3月中に新しい保険証に更新します。

新しい保険証は、世帯の皆さんの分をまとめ、世帯主あてに簡易書留郵便で3月中に郵送しますので、ご家族分を確認の上、大切に保管してください。

なお、修学のため家族と離れて訓子府町以外の市町村に住む場合は、在学証明書が必要ですので医療給付係まで提出願います。ただし、過去に在学証明書を提出されたことのある方の分は必要ありません。

■ 問合せ 福祉保健課医療給付係 ☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番

国民健康保険の退職者医療制度

会社などを退職して年金（厚生年金など）を受けられる65歳未満の方とその家族（被扶養者）は、「退職者医療制度」で医療を受けることとなります。

■ 対象になる方

次の条件のどちらにもあてはまる被保険者とその被扶養者が対象です。

- ① 65歳未満で国保に加入している方
- ② 厚生年金や各種共済組合などから老齢（退職）年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方

■ 被扶養者（扶養家族）とは

退職被保険者とともに生活し、主に退職被保険者の収入によって生計を維持している次の条件すべてにあてはまる方です。

- ① 退職被保険者の直系尊属、配偶者と3親等内の親族、または配偶者の父母と子
- ② 65歳未満で国保に加入している方
- ③ 年間の収入が130万円（60歳以上の方や障がい者は180万円）未満の方

■ 加入手続き

年金受給権の発生した日から、退職被保険者制度の適用資格を得ます。年金証書を受け取ったら年金証書と現在お使いの国民健康保険証および印鑑を持って、14日以内に窓口へ届け出てください。新しい国民健康保険証が交付されます。なお、医療費の自己負担割合は一般の国保と同様です。

しいたけの種菌 申し込みを受け付け

新生紀森林組合では、しいたけ菌、器具類の申し込みを受け付けています。

○ 申込先 新生紀森林組合
(☎ 52-3536)

○ 申込期限 3月14日(木)まで

各種菌類・器具類の価格（消費税込み）

品名	単価	内容
しいたけおが菌 1000cc入り	1,340円	ほだ木(90cm) 15本分
しいたけ駒菌 500駒入り	1,710円	ほだ木(90cm) 12本分
封口ウ	300円	しいたけ菌1本に1個
ドリルの刃	800円	ストッパー付き
棒移植器	1,500円	おが菌用

※ほだ木のあっせんはしません

農業委員選挙人名簿 登録者数は1,041人

町選挙管理委員会では、1月1日現在の農業委員選挙人名簿を調製しました。この名簿は、総務課窓口で2月23日(土)から3月9日(土)までの15日間閲覧できます。

(土・日曜日は管理人室で閲覧できます)
異議の申し立ては閲覧期間中、選挙管理委員会(事務局・総務課内)にすることができます。

○ 問合せ

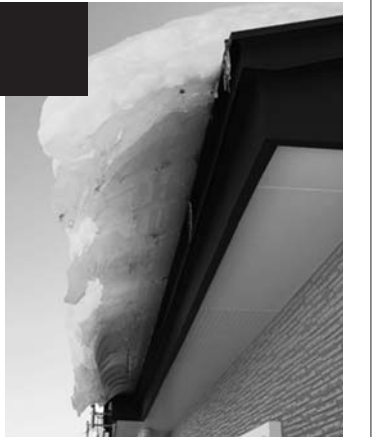
選挙管理委員会事務局
(☎ 47-2112 役場2階 総務課内)

地域	個人(一般農家)				法人				合計			
	戸数	男	女	計	件数	男	女	計	戸数	男	女	計
中央	4	6	5	11	1	1			5	7	5	12
実郷	19	29	27	56					19	29	27	56
緑丘	12	20	19	39					12	20	19	39
協成	7	12	7	19					7	12	7	19
清住	26	42	36	78					26	42	36	78
穂波	23	39	30	69	2	4	3	7	25	43	33	76
柏丘	35	67	59	126	1	2	1	3	36	69	60	129
日出	21	34	30	64	1	1	2	3	22	35	32	67
大谷	16	27	24	51					16	27	24	51
開盛	7	11	6	17					7	11	6	17
美園	1	1	1	2					1	1	1	2
常盤	1	2	2	4					1	2	2	4
豊坂	13	24	21	45					13	24	21	45
西富	22	41	39	80	4	5	6	11	26	46	45	91
北栄	23	39	38	77	2	2	3	5	25	41	41	82
駒里	13	27	23	50					13	27	23	50
高園	25	45	36	81					25	45	36	81
弥生	16	28	25	53					16	28	25	53
福野	24	42	39	81	2	5	3	8	26	47	42	89
合計	308	536	467	1,003	13	20	18	38	321	556	485	1,041

屋根の雪下ろしなどに注意を

屋根の雪下ろし作業中に落下し、死傷する事故が全国各地で相次いでいます。これからの時期は、天候が温暖になり、屋根の雪が滑りやすくなるため、雪下ろし作業中だけでなく、軒下での落氷事故も心配されます。事故を防ぐため次のことに注意しましょう。

- ・屋根の雪、氷などは早めに落とすようにしましょう
- ・雪下ろしは一人で行わず二人以上で行うようにしましょう
- ・屋根が低い場合でも十分注意しましょう
- ・屋根の雪が緩みやすい晴れた日は特に注意しましょう
- ・はしごの固定はしっかり行いましょう
- ・雪下ろしをするときは、転落防止用のロープやヘルメットを装着しましょう
- ・落氷雪のおそれのある軒下などは歩かないようにしましょう
- ・雪や氷の落ちる場所で子どもを遊ばせないようにしましょう。
- ・携帯電話は、必ず携行するようにしましょう



津波警報が変わります 網走地方気象台

新しい津波警報の運用を3月7日から開始します。

これに伴い、津波警報・注意報の発表方法や、予想される津波の高さおよび津波観測に関する情報の表現方法が新しくなります。

また「沖合での津波観測に関する情報」を新設し、津波が沿岸に到達する前に沖合の津波の状況や、沿岸に到達する時刻および津波の高さ

の推定値をいち早くお伝えします。

津波警報は、津波による災害の発生が予想される時に発表する重要な情報です。津波警報を見聞きしたら、直ちに安全な場所へ避難をお願いします。

詳しくは、札幌管区気象台ホームページをご覧ください。

<http://www.jma-net.go.jp/sapporo/>

○ 問合せ 網走地方気象台防災業務課
(☎ 0152-43-4349)